

## 茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱

## (設置)

第1条 茂原市立小学校又は中学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を統合する学校の組合せごとに設置する。

## (所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 統合する学校の統合準備に関すること。
- (2) その他統合に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 準備委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 統合する学校の保護者を代表する者
- (2) 統合する学校の通学区域内の住民を代表する者
- (3) 統合する学校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事務が終了するまでとする。

2 委員が前条第2項の規定に該当しなくなった場合は、委員の職を辞したものとみなし、補欠委員を選任する。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

## (専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に規定する事項について調査検討を行うために専門部会を

置くことができる。

2 専門部会は、準備委員会の指示により、所掌事務に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を準備委員会へ報告するものとする。

3 専門部会は、第3条の規定により委嘱又は任命された委員で組織する。

4 専門部会は、部会長、副部会長及び専門部員で組織し、部会長及び副部会長は専門部員の互選により定める。

5 専門部会は、部会長が招集し、運営については第6条の規定を準用する。

6 部会長は、専門部会の業務を総理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育委員会への報告)

第9条 準備委員会は、第2条に規定する事項の協議及び検討結果について、教育委員会へ報告するとともに、市民への広報に努めるものとする。

(庶務)

第10条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長又は部会長と協議して、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。